

避難解除等区域復興再生計画

避難解除等区域の復興・再生を図るため、除染、インフラ、生活環境、産業の再生に係る具体的取組や目指すべき復興の姿を示す計画

福島復興再生特別措置法

福島復興再生基本方針

避難解除等区域復興再生計画（H25.3.19）
 ≪福島県の申出を受けて、内閣総理大臣が決定≫

第1部 全般的事項

第2部 広域的な地域
整備の方向

第3部 市町村ごとの
計画

H26. 5. 12 改定申出
 H26. 6. 9 知事意見

主な改定内容（H26. 6. 20 総理大臣決定）

① 福島・国際研究産業都市（イノベーションコースト）構想

・ 廃炉研究開発拠点、ロボット開発・実証拠点、国際産学連携拠点、関連産業の集積やインフラ整備等についての検討を踏まえ、構想の実現に向けた提言のとりまとめ

② 避難地域の目指すべき復興の姿

・ 国・県・市町村が連携し、中長期・広域の視点に立った避難地域の将来像を検討
 ・ 双葉郡中高一貫校、環境創造センターの整備など

③ 財源の検討（※）

・ 社会資本整備総合交付金等による財源の別枠確保や復興交付金の適用期間終了後のあり方等について検討

④ 国の「復興加速化指針（H25.12）」の具現化（※）

・ 「福島再生加速化交付金」が地元自治体にとって、真に使い勝手がよいものとなるよう、県及び市町村のニーズを踏まえた運用
 ・ 住居確保損害に係る賠償や早期帰還者賠償の円滑な実施に向けた東京電力に対する指導

⑤ 除染（※）

・ 帰還困難区域における除染の検討
 ・ 森林は、新たな知見を踏まえ、適時・適切に対策を充実
 ・ 除染終了後、事後モニタリングを実施し、必要な場合はフォローアップ除染を実施

⑥ 常磐自動車道への（仮称）復興ICの整備（※）

・ 復興ICの整備を福島県及び関係自治体が主体となり検討

（※）引き続き協議を継続し、具現化に取り組む事項